

ヒト初期胚の道徳的身分を巡って

——トマス主義倫理学的考察——

宮川 俊行

一 序 論

1 出生までのヒト生命個体

近代発生学によれば、通常の妊娠の場合、成立から出生に到るまでのヒト新生命個体の発育過程は次のようなものだ^①。

- α 出発点はヒト精子とヒト卵子が合体・核完全融合（＝受精 [fertilization, Befruchtung] 完了）して生じた単細胞のヒト接合子 (zygote) である。すなわち一個のヒト受精卵 (a fertilized egg) である。この合体、すなわち単細胞接合子 (a single-celled zygote) の成立は卵管膨大部 (らんかんぼうだい) ampulla である。
- β 成立した二倍体性細胞 (diploid cell) である接合子は間もなく分割すなわち細胞分裂を繰り返しながら子宮腔 (しきゅうこう)

へ向かって卵管内を移動し始める。

γ 接合子はこうして先ず約一二—一六個の細胞から成る桑実胚 (morula) になり、子宮腔に達する受精成立後四日目には胚盤胞 (blastocyst) と呼ばれるものになる。

δ 受精後六日目頃から子宮への着床 (implantation, nidation) の過程が始まる。胚盤胞は外細胞塊 (outer cell mass, trophoblast) と内細胞塊 (inner cell mass, embryoblast) [胚結節] の二部に分かれ、後者は胚子 (embryo) となっていくが、前者は結局胎児側の胚盤 (placenta) になる。着床過程は受精完了後第二週中に終了する。胚は以後母体からの栄養の供給を受け、子宮内で成長を続ける^②。

ε 着床が終わると、原腸形成 (gastrulation) が始まる。原始線条 (primitive streak) が現れてくる。受精完了の一五日目である。成体のすべての主要器官の原基が確定する。すなわちこの時期に胚子 (embryo) の各部位は将来の個体の脳・神経を含め、生存に必要な主要器官のどれになるかが確定する。着床後始まったこの過程は

受精後一九日目頃に終了する。

ε 受精後第四週目初めには心鼓動が開始する。

η 受精後第八週目には形態学的には大まかではあるがすべての器官が揃い、外形は殆ど人間の姿になる。

θ 第八週の終わりまでは胚子 (embryo) 呼ばれる。以後、出生までは胎児 (fetus) と呼ばれる。

ι 第一七週ころからは妊婦は胎動 (quickening) を感じることもある。

κ ある時期まではこの新生命体は子宮内でしか生存できないが、ある時期を過ぎると子宮外で生存できる (viability)。医療技術の進歩に伴ってこの時期は早まる。現代においては在胎期間が短い未熟児の成育もかなりの程度まで可能になっている。

2 出生までのヒト生命個体の身分・地位を巡る問題

a 出生迄のヒト生命個体は古来、哲学的人間論や倫理学で論議の対象となってきた。事情は現在においても変わらない。

問題は大きく二つに分かれる。

α 一つは、そもそも「これは何か」という出生前のヒト生命個体の存在論的身分 (ontological status) を問う哲学的人間論の問題である。思索の問題 (speculative question) である。思弁理性が関わり、真か偽か、が問われる思弁哲学の事柄である。

β もう一つは、これと不可分・密接に関係しているがこれとは

区別される別の問題で、この生命体をどう取り扱うのが倫理上正しいかを問う実践の事柄 (practical issue)、すなわち倫理の問題である。(法律の問題は本稿では捨象する。) 実践理性の関わる実践哲学・道徳哲学の問題である。「殺す勿れ」というのは、人間の生命の尊重を求め、それを殺傷することを禁ずる、万人の良心を支配する自然法の重要な要求の一つである。この自然法規範の要求を尊重して良心的に生きようとする者にとって、出生前のヒト生命個体との関わりにおいて、どのような対応・行為が相応しく、何が要求され、何が許され、何が道徳的逸脱として退けられるか、は問題になりうる。もし人が道徳的に正しく行為しようとするれば、この生命体をどう取り扱うべきか、という出生前の生命個体の道徳的身分 (moral status) を問う倫理学の問いである。

実際、胎内のヒト生命個体と関わることは人の実践生活において稀でない。普通、自分たちが社会生活の中で知っており互いに一人の人間として認め合っている生命個体とは容姿も状態も違い、一方的・恣意的な物財的処理が容易な対象ではあるものの、これが自分たちと同じ人種に属する生命体であり、誕生すれば普通は人間としての扱いを受ける存在、そして人間である両親の作り出した生命個体であることが分かっているので、普通の物財とは違ったもの、少なくとも人間に近い存在として特別の配慮が必要ではないかと思わせるものである。こうして多くの文化圏では、これは倫理上普通の物体や動植物とは違った扱いを求めると受け止められ、これをどう扱うべきかという「道徳的身分」が問題となってきたのである。

長い間「墮胎・中絶 (abortio)」が代表的テーマだった。さまざまの事情や理由から、胎内の生命個体の消滅を願う者は古来多かった。医師もこの問題と関わらねばならぬことは頻繁に起こった。すでに古代ギリシャのヒポクラテスの名を冠して医学界に伝えられてきた「ヒポクラテスの誓い (Juramentum Hippocratis)」の中に「婦人に墮胎用器具を与えません (mulieri medicamen, abortus faciendi causa, traditurum nulli)」との下りがある。墮胎・中絶を倫理・道徳的にどう評価するかは胎内生命体の存在論的身分の問題を前提するから、歴史を見れば墮胎・中絶を殆ど問題にしない文化圏もあったが、胎内の生命はわれわれが自由に処理することの許されないものという意識が多かれ少なかれあるところでは、それに応じた取り組みが行われてきた⁵⁾。特にキリスト教文化圏、なかんずくカトリック教会においてはこの問題は非常に重要なものとされてきた⁶⁾。この事情は現在においても継続している⁷⁾。墮胎・中絶を巡る事情は近年さらに、フェミニズム思想の問題や、胎児診断技術の発達に伴って出てきた、しばしば、優生思想の影響を感じさせるような選択的中絶や、不妊治療の生み出した問題解決のための多胎減数中絶、あるいは再生医学の進歩が可能にした中絶胎児の細胞・組織・臓器の移植医療における活用 (パーキンソン病・脊髄損傷治療、幹細胞培養) などの諸議論ともからまり、世界的にもますます複雑となっている。さらに、着床前胚 (preimplantation embryo) の関係する問題が特に近年、発生学の急速な進歩や生殖補助医療領域での技術的介入の可能性の飛躍的拡大により、急激に増加してきた。体外受精・胚

移植が多く試みられ、次々と体外受精児も誕生するようになった。精子・卵子・胚の授受も広く見られるようになった。体外受精の結果多くの余剰胚も生まれた。生殖細胞や胚の冷凍保存の技術も進歩し、複雑な親子関係の問題を生み出した。受精卵の着床前遺伝子診断 (preimplantation genetic diagnosis [PGD]) 技術は、あるいは特定遺伝病予防の、あるいは男女産み分けの、あるいは特定遺伝形質の子を得るための、手段として注目され、初期胚段階での生命選別が頻繁に行われるようになった。さらに、一九九七年二月のクローン羊誕生公表以来クローン技術の人への応用の是非が議論され始め、九八年末にはヒト初期胚からのヒト胚性幹細胞の樹立が成功し、研究や樹立・使用が議論されるようになった。わが国においても、人間の受精卵 (ヒト胚) やヒトクローン胚の作成が、生殖補助医療研究や難病・再生医療の研究のため必要、として許されることになりつつある。これら何れにおいても初期胚は人為的作成や破壊などの自由な処理の対象となり、また研究や治療における利用の直接の対象となる。またこれらに伴って売買の対象となることも多い。

b 出生前生命についての二つの問題の中、第一すなわち「存在論的身分」論はそれだけが独立した問題として論じられることは少なく、殆どの場合、第二の「道徳的身分」の問題の前提として、すなわち、この生命の取り扱い方の倫理的適切性を論ずる際の基礎として考究の対象になってきた。現在においても、出生前のヒト生命体を巡る倫理問題はわが国も含め世界的に広く真剣な議論の対象となっており、前提となる胚・胎児の「存在論的身分」を問う哲学的

人間論の問題にも議論は及んでいる。⁽⁸⁾ 哲学的人間論の問題と倫理学の問題は区別されるが、このように密接に絡まり合っているため、一般的に議論は両領域にまたがざるをえなくなり、その結果、胚・胎児の道徳的身分 (moral status) の表題の下にまとめて一緒にして論じられている場合が多い。⁽⁹⁾ 本稿もこの様式に従うことにする。

c 問題の現状は次のように整理できるであろう。

α 接合子として存在を始めた出生前生命個体が生物学的にヒト種に属する生命体であること、現代生物学的表現ではヒト固有の四六本の染色体 (chromosome) をもった生物個体であることについては誰も異存はない。古代からそうだった。ヒト生命個体という認識である。

β この生命体がわれわれのどのような対応を求めるものか、についての議論は、大体において、それが「一人の『人間』」、「一個の『人間』生命体」であるかどうか、として論じられる。その場合、この生命体が単なる「生物学的にヒト種に属する生命体」を超える、存在論的に「より高等身分」の生命個体であることを言い表すのに、勿論、「人」あるいは「人間」としてすませる場合もあるが、「ペルソナ (persona [ラ])」、「パーソン (person [英])」、「ペルズーン (Person [独])」 という概念を用いながら、この生命体が人間人格 (human person [英], persona humana [ラ], menschliche Person [独]) であるかどうか、を基準にして論じられることが非常に多い。⁽¹⁰⁾ ある有機体が「生物学的にヒト種に属する個体」であるだけでは駄目で、「人間人格 (ヒューマン・パーソン)」でなければ尊厳ある「一

人の人間」とは見做されないという考えである。こうして、その生命体が「存在論的に人間人格である」ゆえにその恣意的取り扱いが倫理的逸脱となる、と考える点では論者たちの間に同意がある。それが人間人格であるかどうか、によって決まると考えていることにおいては一貫しているわけである。

当然、基準となる「人間人格」とは何かが本質的に重要な問題となるが、遺憾ながら肝心のこの点での一致がない、という全く奇妙な状態になっている。大体において理性、意志、思考、自覚、意識、自意識、自己決定能力、道徳的責任能力などがあることが「重要」であることを認めている点では共通であるので、偶然にも辛うじて大きな混乱が避けられている、という現状である。厳密な議論は期待できないにしても何とか相互の言い分の理解はできる、ということである。

γ 初期胚 (Early Embryo) の存在論的・道徳的身分についての倫理学者たちの見解は、整理すれば、結局次の三つの立場のどれかになると思われる。第一は、初期胚は、不可侵の尊厳をもった人間人格であり、自然法は万人にこれの尊重を厳しく要求している、と考える立場である (人間人格説 [Personalism])。第二は、初期胚は、まだ尊厳をもった人間人格ではないが、それになりつつある特別な存在で、取り扱いに際しては慎重な配慮を必要とする、と考える立場である (前人間人格説 [Praepersonalism])。第三は、初期胚は、単なる有機物質に過ぎず、何れ人間人格になるにしても、だからといって取り扱いにあたって現在特別な配慮を必要とするなど

のことは全くない普通の物体である、と考える立場である（非人間人格説 [Nonpersonalism]）。

3 本稿の構成

a 本稿はヒト初期胚の存在論的身分そして道徳的身分の問題のさやかな考察である。この問題と取り組んだ十五年ほど前の小論があるが、その後不満を感じるようになった点が多くなっている。ここで改めて問題を取り上げることにした。旧稿の中でそのまま保持できる部分については繰り返しは可能な限り避ける。最近では胎内生命の中、本稿が考察の対象とする着床前あるいはその直後段階の生命体が特に関心を集めていること、先にも触れた通りである。

本稿の取っている基本的な立場は旧稿と同じくトマス・アクィナス (Thomas Aquinas, +1274) の哲学である。但し、重視するのはトマスの形而上学的思索である。史的トマスの発言もトマス自身をしてその根本思想の見地からの厳しい吟味を行わせ、その哲学体系の中に有機的に位置付け、純化せしめたものを本来的なトマスの見解として受け入れる。

b 以上(一)を踏まえ、以下、本稿を次のように組み立てる。

先ず、「人間人格説」を見る(二)。初期胚を人間人格と考えるトマスの見解であり、われわれもこれを取る。存在論的身分と道徳的身分についてのトマスの考え方を詳しく見ることになる。次に、このトマス哲学・倫理学の考えのより深い理解を求めて、初期胚の存

在論的・道徳的身分に関してトマスと違う見方を取る二説すなわち「前人格説」と「非人格説」を検討する(三)。最後に、全体を簡潔に回顧しながら日本の現状に触れる短い「むすび」(四)を置く。

二 人間人格説

ここで見るのは、トマス・アクィナスにおける着床前胚すなわち初期胚の存在論的身分論(一、二、三)と道徳的身分論(四)である。

一 生命個体としての初期胚 (Early Embryo)

アリストテレス・トマスの哲学は感覚を通して接近できる客観的存在の世界の考察を重んずる。

先ず、生命現象界における初期胚の形成・成長過程の基本的特徴を確認しておこう。観察者の目に客観的なものとして映じるものとして次の基本的事実が挙げられよう。

1 初期胚の成立

a 受精の始まりから完了までの過程

ヒト精子とヒト卵子は何れも二三個の染色体をもつ半数体 (haploid) の生殖細胞である。この両者が相応しい環境において接合・核融合に成功した場合受精になる。

精子が卵子の透明体貫通し二次卵母細胞と接触するのが受精の始まりである。卵子の透明体及び細胞膜に変化が起こり、別の精子が卵子内に入れないようにする。以後、この一对の精子と卵子の核の融合、染色体の混合が始まり、進展し、完全融合に到って終了する。受精開始後の卵は、このように、特定精子との一致を目指す生物学的一体的存在となっている点に注目しておきたい。

b 受精直後

受精完了のとき、二倍体性細胞である接合子が形成されている。

これが受精のもたらしたものである。この初期胚は単細胞のヒト接合子である。

接合子は成立すると直ちに卵割 (cleavage) を始め複雑化し成長しながら、子宮腔に向かって移動し始める。

2 着床前胚の特質

a 単一的個体

接合子は受精の過程を経て (あるいはこれと等しい効果をもつ、遺伝子的素材 [genetic material] を卵子に注入することによって) 成立するが、これはそれ自体としてまとまりをもった一つの全体で

あり、ヒト種の完結した自立的有機的存在である。また、受精卵の場合、父親から来た遺伝形質と母親から来た遺伝形質を受け継いでいるが、固有独自の遺伝情報 (DNA) をもち、父親・母親は勿論、他のあらゆる個体とは別の (distinctum) 新しい存在 (novum quid) であり、ヒト種に属する唯一無二の有機的個体である。

b 自主的存在

単細胞として出発したこの胚は自己分割・分化 (cell differentiation) していくが、自己をこのように変化させていくのは自身のちからである。またその傍ら、一定方向への移動を行っていく。卵管・子宮との間にすでに生理上の一定の影響関係が生まれており、外からの刺激は若干受けるが、移動も方向付けも自分のちからによる。

c 発育

ここに見られる分化・分割は成長・発育と言えよう。より低度の生命より、より高度の生命へのまた、より単純なものからより複雑なものへの変化である。単細胞として出発した接合子はより高度で複雑な多細胞生命体になっていく。相互に緊密に関わりあつた諸組織・諸臓器より成る一つの複雑な全体である独立の一生命体である。

d 一貫的・継続的発育の結果としての人間個体

合体前、卵子は約二四時間、精子は約七二時間受精能力をもつが、核融合に到らない場合間もなく死滅する。しかし接合子は上に見たような特性をもつ一個の自立した生命体として存在し続けるちからをもっている。質的变化がこのように観察され、新しい生命体の発生が確認される。しかし、接合子成立時以後の発育においては、

最早、質的变化や飛躍的变化は見られない。生物学的に境界線の引けない連続態の成長であり、各段階は前段階を前提したものであり、全過程は一貫した発育である。

この成長はこの生命の誕生後も継続するが最終的に、完全自立した人間としての諸活動を行うことのできる完成した人間個体をもたらす。この一貫した発育過程の行き着くところは少なくともほぼ確実な約束の形で保証されている成人人間個体である。

e 人間人格的活動が発育全過程の最終目的
この最終段階である人間個体には特徴的な活動として精神的活動がある。他の種の諸生物には見られない活動である。この個体は誰の目にも明らかでない人間人格である。結局、初めからの発育の全過程は精神的活動もできる高級な生命個体形成を目指しての成長であったということである。すなわち、受精完了と共に成立した接合子は、胚子と呼ばれ、成長し、やがて子宮に着床し、後には胎児と呼ばれるものへと発達していくが、人間人格の形成と活動が初期胚が初めから一貫して目指している発育である、と捉えられる。

3 個体死における有機体の消滅

受精完了と共に成立し、以後一貫して自己同一性を保ち続けていくヒト個体的有機体は永久に生存しえず、いつかはその終了を迎える。これが個体死 (personal death, individualer Tod) と呼ばれるものであるが、すべての生物においてこのような個体崩壊は起こる。そ

れは個体が決定不可逆的にその一性・全体性を失うこと、有機体的個体が生物学的生命を完全喪失し崩壊することである。受精によって成立した接合子はその個的存在を死によって完全に失う。¹²⁾

二 生物個体の質料形相説的構造

ヒト初期胚「固有」の議論に入る前に、先ず、人間をも含む動物一般の初期胚論におけるトマスの考えを見ておかねばならない。

1 物体の質料形相説的構造

トマスは物質的第一実体 (substantia prima materialis) を質料形相説 (hylomorphismus) 的構造をもったものと解する。¹³⁾ 実体的形相 (forma substantialis) と第一質料 (materia prima) という実体次元の内的相互補完的二原理の一体化によって形成されているというのである。人間を含めた生物界の個々の存在もこの考え方で説明される。¹⁴⁾ このような捉え方を提唱したのはアリストテレス (Aristoteles, +322 B. C.) であったが、トマスはさまざまの改良を加えながらも基本的にはこの見方を引き継いでいる。¹⁵⁾

2 自立的生命個体と生魂

a 実体的形相としての生魂

われわれは上にヒト初期胚の成立発育過程を概観した(二一)が、そこで特に鮮明に現れていたのは、接合子が以後の分化・発育の全過程において一体性・全体性・自己同一性を保持していること、そしてまた胎内におけるこの生命体の成長・発育が自己の中にあることからよって一定の方向へと進展していき、最終的に親と同一生物種であるヒトの完成体を成立させていることであった。人間人格だけに特有な精神活動やその際用いられる器官である脳の一部の点での違いを別にすれば、このことは大体において他の哺乳類動物においても多かれ少なかれ共通に見い出されるものであることは広く知られている。このような経験界の現象を普遍化し、あらゆる生物個体には、それを一つの完結的自立的全体的存在として形成し、その必然的な一定方向への分化・発育過程を通してその生物種特有の形態をもった完成体を成立させ、最後にはその生物種特有の活動を行わせるまでに及ぶ影響力をもつ形成・自己同一性・活動の内的原因としてのある統一的存在原理が内在していると推定し、これは生物個体における実体的形相 (*forma substantialis*) であるとして、生魂 (*psyche*) と呼んだのはアリストテレスであった¹⁶⁾。

それは実体的形相として、その個体に、存在性、実体性、生物性などの本質的諸次元を与え最後にはその個体の生物種を決定する。生物種の数だけ異なった種類の生魂があることになる。生魂はまさに三グループに分けられる。その個体が種的に植物界に属するか、動物界に属するかそれともヒトかを決定する点に注目して、植物の

生魂は栄養魂、動物のそれは感覚魂、ヒトのそれは精神魂として生魂を区別することができる。

b 各有機個体に生魂は唯一

トマスは各第一実体 (*substantia prima*) において実体的形相は唯一であると考えるので、各有機個体も唯一の生魂をもつ、とする。これがこの個体にあらゆる実体的完全性を与える、と考える。栄養魂機能は全生物に見られ、動物・感覚的活動は人間に於いても見られるが、動物が栄養魂と感覚魂をもつとか人間が栄養魂・感覚魂と精神魂をもつという考えを否定した。動物の生魂は感覚魂であり、それが栄養魂の働きも兼ねる。個人においても実体的形相すなわち生魂は精神魂だけであり、それが栄養魂や感覚魂の働きも行う。上位の生魂は下位の生魂の機能をも果たすのである¹⁸⁾。

c 生魂の機能

アリストテレス・トマスの哲学では生魂の重要な働きとして次の諸機能を挙げる。

α 生物性・特定生物種性の形相因

生魂はその個体に存在性、実体性、生物性、特定生物種性などの本質的規定を与えるが、これらの中のあるものはすべての実体的形相において見られるものである。生魂固有の機能として、この個体を生物たらしめること、しかも種的に特定の生物個体たらしめること、そして種的特有の活動を行わせることが挙げられよう。

β 有機体の「同一性」の形相因

このように成立した受精卵は以後実体的形相としての「同一の」

生魂ゆえに自己同一性を保ち続け、以後の成長過程においても、実体変化によって他のものに変わることなく、あくまで生物種的 (specifice) にも数的 (numerice) にも「同一の」存在者である。個体死において崩壊するまで「この生物種の」「この特定の生命体」として存続している。実体的形相が変われば「他の」存在になる。実体変化である個体死において種的にも数的にもこれが起こる。

γ 有機体の発育の内在的目的因

接合子の以後の発育には目的因が支配している。¹⁹⁾ 形成された接合子は形成とともに内在を始めた生魂によって目的的に規定される。生魂は内在的目的因としても働く。

これの一つの現れが当面の問題における接合子の発育・分化の定性・様式・一定性・方向一貫性である。内的・必然的に一定の様式を取り、一定の順序で一貫した方向に向けて複雑化し成長していき、最後に成体となる。接合子は生魂によって「一定方向」へと成長していく。分化・成長・発育はこの生魂によって内的に決定されている種の完成個体を形成する方向へと「同じ様式・同じ順序で」進展していく。過誤はときどき起こりうるものの、²⁰⁾ ある接合子の発育は、相応しい環境に置かれる限りすなわち外的・内的環境がこの成長・発育に適したものである限り、一種の必然性をもって、「常に、あるいは殆ど常に」、この生物種に属する完成個体を出現させる。²¹⁾ しかも接合子を形成した性細胞の個的特性も引き継がれるので親に似た子が生まれる。成長は連続的であらゆる段階がその前段階を前提しており断絶もなくまた本質変化を伴った飛躍もない。これらはこの接

合子が形成されたときから現存している同一の生魂が生み出しているものである。

δ 遺伝子と生魂

哲学者アリストテレスやトマスが「生魂」なる概念をもって説明しているこれらの生命現象を、現代生物学は「生魂」の代わりに「遺伝子」の概念を用いて説明する。

そもそも「生魂論」は新生命個体の発生から成長に到る生物学現象の全過程を存在次元にまで掘り下げた考察によって根本的な因果関係の中に位置付け総合理解を行おうとする哲学の仮説である。これに対し「遺伝子論」は同じ現象を物理・化学的に解明しようとする科学的説明の仮説である。この両者は相互補完的に、新生命体の成立・存在構造や成長・発育の総合的理解の形成に協力しようものと考えてよいであろう。²²⁾

三 ヒト初期胚における精神魂

1 存在の全過程における唯一の実体的形相としての精神魂²³⁾

a 自立有機体と生魂

上に見た通り、トマスの自然哲学によれば接合子成立と「同時に」実体的形相である生魂の現存が始まり、現存は死における個体の崩壊まで続く。これは人間を含むすべての動物において等しく見られ

るところである。

しかし人間の場合、実体的形相は精神魂であるゆえ、その起源も終末も特殊となる。

b 人間以外の生物の生魂

生魂は作用因 (causa efficiens) によって第一質料 (materia prima) の可能性の中から引き出され、実体的形相として第一質料と一体化してその生物種の自立的有機個体である接合子を形成する。

個体の崩壊である死において、この生魂は個体と共に滅亡、第一質料の可能性の中に還帰する。

c 人間の精神魂

人間の場合、生魂は精神魂であるから事情は特別になる。

起源に関しては、精神魂は精神的存在 (spiritus) であるから物質から生じることはいない。トマスによればそれは神によって無から創造され (Cf. *Summa Theologiae* I, q. 90, a. 3)、身体の中に実体的形相として注入される (*ibid.*, a. 4)。これによって、この精神魂を生魂とする一個の自立的生命体としてのヒト接合子が形成される。²⁶⁾

個体死においてこの生命個体は崩壊するが、精神魂は精神である以上死滅することはいえず、この生命個体から分離し、分離精神魂 (anima separata) として存続する。原因順序から言えば、まさにこの分離が個体死を引き起こす (Cf. *De Anima*, a. 14)。

2 接合子成立と精神魂現存開始

a 受精説²⁶⁾

α 接合子が新生児として生まれるまでの過程のどこで精神魂の現存開始か。実体的形相としての精神魂は個有機体を人間人格たらしめるが、この現存はいつからか。

アリストテレス・トマス主義哲学的人間論は受精完了時と考える。接合子には初めから実体的形相として精神魂が現存している、と見る。²⁷⁾ それゆえ新有機個体はすでに現勢態における人間人格 (*persona humana in actu*) である。すでに人間である。人間としての発育はあるので、可能態 (*in potentia*) における幼児、成人、老人などとは言える。

受精完了時からの精神魂の現存は次のような根拠から結論される。上に見た通り、アリストテレス・トマスの自然哲学によれば接合子成立と同時に実体的形相である生魂の現存が始まり、生物種的に確定している同一生魂が死における個体の崩壊まで現存を続ける。この生魂は種の完成個体形成へと胚の成長・分化を推し進めるだけでなく、形成された個体の本性的活動においても主体の中心となる。これは人間を含むすべての動物において等しく見られるところである。

しかるに人間の場合、この生魂は精神魂である。人間は有機的個体としての面をもちながら、本質的に物質に内的に依存しない超物質的精神的活動を行うことができるのであり、この事実、活動主体としての人間は、実体的に精神的側面をもち、生魂は本質的に

超物質的な精神であるとしてのみ合理的に説明される。

精神的活動は少なくとも成体においては一般的に見られ、人間の生物種の特徴をこの活動を行うところにあるとするのが普通であるが、そこにおいて精神魂の現存が疑われえないものであるならば、各有機体における同一生魂の一貫した現存を認める人間論は精神魂の接合子における現存を認めざるをえない。²⁸⁾

β 精神魂は現世においては実体的形相として第一質料と合体し精神的有機個体である人間個人を形成すべき生魂 (psyche) であるので、人間の行う精神的活動においても身体器官である脳や神経組織・感覚器官などに外的に依存はする。アリストテレス・トマス主義人間論哲学的には、人の認識の対象となりうる理性的活動現象や、これら用いられる身体器官などの現存は精神魂の現存を前提し、従って推定させるが、逆は必ずしも真でないことに注意しておかねばならない。精神魂は現存するがさまざまな事情から理性的活動が見られないとか、身体諸器官がまだ形成されていない、などのことは起こりうる。

詳しくは次のように説明されるであろう。²⁹⁾

精神魂は実体的形相として、人間本性を中核とする精神的有機個体を形成する。そして、実体的形相としてこの精神的有機個体を成育を経て本来的状态に達するように方向付ける。目的を与え成長をそこへと導く。それは種的に特有の発展である。最終的に実現を目指すのは本性的精神活動である (Cf. *De Anima*, a. 10 ad 2; *Summa*

Theologiae I, q. 76, a. 4 ad 1)。

これは二段階を経て行われる。① 先ず、種的・個的存在として完成する。第一現勢態 (in actu primo) に在るように導く。次の第二現勢態の前提となるもので、生物種的・個的存在であり、それに固有な活動の基礎となる諸能力・諸器官を形成する。理性と意志が用いる脳・神経組織・感覚器官およびその他の身体諸器官の形成である。② 次に、これを活動させる。第二現勢態 (in actu secundo) に在るようにする。これは精神的有機体としての活動である。

精神魂の成長段階支配は存在形成終了まで継続する。人間本性が先ず確立し、それを基にした固有の能力が生まれ、それが用いる器官が形成されるという順序になる。器官形成は最後に来る。DNAの青写真に基づき受精後約二週間後に胚の各部分が将来どのような臓器・組織になるかが決定する (1-1を参照)。この決定に基づくと成育はやがて外部から認識可能な形態を生み出し、時間と共に成長が続いて最終的に全身の器官が完成するのは出生後しばらく経過してからになる。

先に見たように、精神魂は同時に栄養魂や感覚魂の機能も行う、とトマスは考える。同一生魂の三つの異なった段階の機能は初めから密接に関連しながら現存している。栄養魂段階の活動はそれゆえ精神魂段階の現存を前提している。しかしこの現存は同一の強度においてと取る必要はない。中心に注目する限り初めは、栄養魂段階の働きが主でやがて感覚魂段階の活動が加わり、最後に精神魂段階の活動がこれに加わる、という形を取ると見てよいであろう。

ここでわれわれはトマスの「潜勢態 (virtualitas)」概念に注意を

向けねばならぬ。「可能態 (potentialitas)」ではなく、「現勢態 (actualitas)」の最低水準である³⁶⁾。精神魂機能は最初の中は単なる潜勢態 (in virtute) における現存に甘んじており、現勢態 (in actu) においては専ら栄養魂段階が「中心的」である。だが、精神魂段階は潜勢態にありながら目的因的に有機体の成長を完成体を目指し一定方向に導く機能は果たしているのである。精神魂段階における実体的形相は先ず精神的能力を生み、精神的活動に必要な諸器官の形成を実現し、次にこれらを用いての活動を行うが、最後の活動段階においては勿論中心的に現勢態にある。成人においても「潜勢態」にある状態は場合によっては起こりうる。

但し、ここで注意しなければならないのは、われわれは精神魂を身体器官と排他的に結び付けてしまう誤りに陥ってはならない、ということである。トマス的には人間において精神は純粹自立精神ではなく身体の実体的形相であり、従って本来的には身体器官・組織に外的にはあるが依存しながら活動することになっている。しかし、精神である以上、身体に全く依存しない活動は不可能ではない。感覚器官・神経組織・脳などの形成やこれを用いての活動がまだ行われていない段階で個体死が起り、この世を去る胚の精神魂は成人の個体死の場合と同じく分離精神魂 (anima separata) として存続し、純霊被造物のように (per modum substantiarum separatarum, *Summa contra Gentiles II*, c. 81) 神の直観的認識を行うことができるのである。

γ こうして、トマスの思考は、受精卵の形成完了の瞬間に人間

個体が成立するという命題へと導かれる。

受精卵の形成完了時には既に実体的形相としての精神魂が現存している。最初期においては生物種的に特定のすなわち人間 (*homo sapiens*) 有機体を形成し発育させる栄養魂段階が中心的である。しかし感覚魂段階の機能発現への内的方向性はすでに動き始めていく。しばらくすると精神魂段階機能の発現への動きも進んでいく。のように方向付けによって支配されて成長が進んでいく。

全体を目的的一体性が支配しており、最終的な人間成体形成を指して全過程が発育するのが受精卵形成完了の瞬間である。トマスの哲学的思考法ではこの支配が実体的形相である精神魂の現存を示すのである。精神魂は有機体全体を一体化し個体化し、内的に安定性を与え、全体を一定の方向へと進展させる。最初の中は、この個的単一性は充分確立しておらず不安要素もあるが、単一であることはすでに方向付けられているのである。

δ この立場に対し当然予想される疑問に答えておかなければならない。それは着床前胚は生物学的に個性が確立しておらず、したがって、それは厳密な個的存在である人間人格とは言えないのではないかという疑問である。後に見る (三一・二参照) 着床説 (原始線条説・原腸形成説) はこの事実を自説の有力な根拠としている。

精神魂が実体的形相として現存し、その胚が人間人格であるためには、それが種的個性性 (genetic individuality) においてだけでなく発生的個性性 (developmental individuality) においても生物的に個体として確立されていることが不可欠であるのに、初期胚は少

なくとも着床完了までの間は生物学的に発生的個性性における個として確立されていない、というのである。

このことを示しているとして持ち出される現象の第一は接合子およびそれが分裂しながら成長していく四・八・十六細胞期胚においては各細胞は全能性 (Totipotency) をもち、どれも切り離して相応しい環境に置けば、その生物種の完全な新個体に成長しうる、ということである。

第二は着床完了までの間は一卵性双生児 (identical twins, monozygotic twins) の現象が起こりうることである。これは一つの接合子として形成され成長を続けていた初期胚が中途から二つに分かれ結局二つの独立した着床前胚となり着床して成育した結果二つの胎児となる現象である。

第三は同じく着床完了までは、独立して成長していた二つの受精卵が成長の途中で合体し以後一つの胚として成長し一人の新生児として誕生する、という再結合 (recombination) という現象もときどき見られる、ということである。²¹⁾

これに対し次のように答えられよう。

生命現象における形相因や目的因の支配は弾力的であり、妨害する事情のない好ましい環境に置かれる限り、一般的にしかも必然的に貫徹するというものである。種々の事情で例外的現象は起こりうるが、これは法則の否定にはならない。

初期細胞のもつ「全能性」も、実体的形相である精神魂の弾力的規定力が先ずこれを生じさせ、これを制御しながら緊張を孕んだ複

雑多様な諸部分よりなる一体的な有機体的全体を形成していくという一般に生起していく本来的過程の初期に、特別の外的事情が加われば特別の結果を引き起こしうる性質と解される。普通の発育においては全能性は特別な異常現象を生まないのに、われわれが人工的にある細胞を全体から引き離して独立させ、好ましい環境に置けば自立・独立した胚として成長できるというだけである。しかもわれわれは、ここで、最近の医学は人のあらゆる細胞にはその個人全体を形成しうる可能性があることを発見していることを思い起こしてよいであろう。個々の細胞 (個) はそれが構成している個人 (全体) と相似関係にあるというのである。生魂は身体全体と同時に個々の細胞をも支配している。弾力的支配の一例である。

なお、先に見たように (一) 参考) 子宮への着床過程が始まるころ、胚盤胞 (blastocyst) は内細胞塊と外細胞塊に二分化していき、徐々に前者は胚子形成を、後者は胎盤形成を目指す方向へと発育の方向も分かれてくる。完成した自立存在としての人間個体になるのは胚子の方であるが、これはこのころ完全な人間人格的有機個体が形成されるということではない。接合子の二分化のあけくその一方だけが胎児になるのは、接合子が本来の個体の実体部分とそれを修飾補助する諸部分を含む全体であるというだけである。接合子成立の時点ではまだそれがどの部分かは未決定ではあるが、ともかく、個体の「実体部分」を含んでいることが重要である。髪の毛などは実体を装飾する依立存在であり、胎盤は生命体が胎内での生存の間用いる外的器官と取ることができ²²⁾。

また、ある初期胚が一卵性双生児になる原因はいろいろ考えられるが、何れにせよ一卵性双生児はあくまで例外的な現象である。初めから必然的に双生児になる可能性をもっている胚は僅少であり、しかも特別な事情が見られる。

同じく稀な現象である再結合は、二つの受精卵の中の一つがある事情で死滅し、その素材がもう一つの胚に吸収されるものと説明されよう。

b 受精説による受精卵形成以前

α 受精卵成立までの生殖過程は発生学によれば次のようなものという。通常の妊娠の場合、未受精卵と精子というそれぞれ生殖能力をもったヒト性細胞 (gamete、配偶子) の接触が好ましい環境の中で行われ、精子が卵子中への完全進入に成功すると、卵子側の反応が起こる。透明帯と細胞膜が変化し、別の精子が卵子内に入るのを妨げ、卵子は成熟し、雌性前核 (female pronucleus) ができあがる。他方、精子も変化し雄性前核 (male pronucleus) ができる。雄性前核と雌性前核は卵母細胞細胞形質の中央部で出会って合体融合し、それぞれの核膜を失い、互いの染色体が混じり合う。その結果四十六個の染色体をもつ接合子が形成される。精子の完全進入以後約二十四時間経過している。この過程は両親から出た生殖細胞の活動期である。

β トマス主義人間論的にはこの過程は次のように説明されよう。

精子の卵子内への完全進入が終わった時点で、受精中の卵子が一

「特殊有機体」として形成されていることが注目値する。これは「前接合子」とでも呼ぶべき一ヒト有機物体である。接合子と違い完全な有機的自立的個体ではなく、それになりつつある過渡的存在である。一有機物体である以上、生魂は現存しているが、接合子におけるように以後の存在・成長の全期間この個体を実体的形相として支配する種的決定力を備えた厳密な意味での生魂ではない。栄養魂の性格の暫定的臨時的生命原理である。ここではまだ生命体の完全な個体化・一体化は実現していない。この不安定状態を過渡的有機体的存在 (transient entity) とすることもできよう。³³⁾

にも拘らず、この成長過程は「一定方向を目指して」はいる。ヒト有機的自立的個体形成である。それに限りなく近づこうとする。この発達の最後の瞬間に、これを素材原因として精神的有機個体すなわち人間人格が形成される。形相因となるのは精神魂である。当然、精神魂は、これを実体的形相として受け入れ、これと一体化して一人間人格を形成することができるような高度の成長段階の有機体にはか入りえない。そこには比例関係がなければならぬ。このような高度の成長段階の有機体がまさにこの発育が目指しているものである。この方向付けは前述の暫定的臨時的生命原理による。これは前述のように、明確で安定した実体的形相ではないが、栄養魂の性格の原理である。他の哺乳類においてはこのようにして有機体が整えられたとき作用因によって感覚魂が実体的形相として引き出され生物種の特性をもった一個体が形成される。当面われわれの関わっているのはヒト生命体の形成であるが、神の創造に由る精神魂

が注入され身体の実体的形相となる。

γ 人間個人の起源は神と両親というのがトマスの理解である。

精神魂は神が直接創造する。これが実体的形相として注入されるからでは質料的意味しかもたないので、精神魂の創造のときが個人の創造のときであり、個人の存在の始まりとされる。しかしからだはここでは第一質料ではなく、すでにある存在となっている。ゆえにからだの創造についても考察しなければならない。

精神魂が注入される有機体は一般のヒト個体発生においては精子と卵子の提供者である男女ヒト個体が形成する。両親は性交によって精子と卵子の出会いと合体に道を備える。精子と卵子は発生母体を離れると独立した存在として自己のちからによって活動し固有の運動をするが、そのちからは父親・母親のちからの延長と解される。両親の関与は受精形成直前をもって終わる。精子が卵内完全進入したときから受精完全終了直前までの期間が両親の関与の期間である。こうして形成された最終段階における前胚は、結局両親の形成したものと言えよう。

しかし両親による有機体形成は神を第一原因とするヒト有機個体の形成活動である。有機体形成は究極的には神による創造ということになる。身体を形成する物質的生物学的存在諸要素は究極的には、創造者であり生物進化過程を一定方向に導いている神に由来するので、個々人は全面において結局、神の被造物である、ということになる。

自然的あるいは人為的にヒト精子とヒト卵子の完全な核融合が起

こり、ヒト接合子形成が完了する瞬間に、神はこのヒト有機物体をかがえのないヒト個体としてこれに「汝」と呼び掛ける。これが精神魂の創造と注入であり、これによってこのヒト有機体は人間人格となる。これが神による個人の創造である。精神魂は両親が形成したヒト有機個体を自己と補完関係にある原理的素材として内から規定しつつその完全支配下に治め、自ら栄養魂・感覚魂の機能も果たしながら、この個体を最終的に成立させ成長させかつ活動させるのである。

四 初期胚の道徳的身分

1 人間人格

a あらゆるヒト接合子は初めから出生に到るまでの全成育期間一貫して、存在論的に「人間すなわち精神的有機体である人格（パーソン）」である、とするのがトマスの「胚の存在論的身分論」であった。着床前胚は、最初から、成長過程にあるところの「個的人間」すなわち「人間人格」であり、成長過程を終わっているわれわれとその点では変わらない存在、と考える。

接合子としての存在開始のときから、精神的有機体であり人間人格である、というこの存在論的身分は、この生命体の個体死による崩壊まで一貫して同一的なものとして保持される。この期間この生

命体が精神的有機体としてたどる成長・衰退過程上の段階とも、またこの個体によって蒙りうる傷病・障害などの侵害とも関係がない。³⁴⁾

b このことはそのまま胚の道徳的身分を基礎付ける。

そもそも精神的有機体としての人間人格には内在的に尊厳が宿り自然法的基本的人権が伴っている。尊厳と人権は生命が成長発展のどの段階にあるかは全く関係ない。取り扱いも当然それに相応しいものが求められるから、「道徳的身分」としても人間人格として取り扱われるべきだ、ということになる。人間人格とはボエティウス(M. S. Boethius, +524)によれば「理性的本性をもつ個別の実体(Persona est rationalis naturae individua substantia)」である³⁵⁾が、トマスもこれを受け入れる。本性的に理性的存在であること、第一実体であること、他と存在的に区別された個的存在であること、全体的で、他から自立している存在であることが人間パーソンの特色とされる³⁶⁾。接合子とその成長した胎内生命体にはすでに生まれている者と等しい人格の尊厳と天与の基本権がある。

パーソンとしての尊厳および自然法的基本的権利は、精神魂に基づく。トマスは精神魂は神の創造によると考えるので、この尊厳と基本的権利は「究極的には」神に由来するとされるが、少なくとも直接的には、精神性に基礎を置き、全てのヒト自立有機体に、不可侵のものとして不可譲的にまた客観的・先天的に内在しているものと解される。

c このように人間人格としての不可侵の尊厳と自然法的基本的権

利が胎内の自立的生命個体にも内在している以上、自然法が万人にその相応しい尊重を求めるのは当然である。

トマス主義倫理学は国家社会が胎内生命の尊厳と自然法的基本的権利を相応しく尊重するようにと求める。天与の不可侵・不可譲の尊厳と基本的権利の相応しい尊重を保証し実効的なものとしていく責任を負うとする。胎内生命は一般的に完全弱者であり、社会や人々の利害に基づく恣意的行為の犠牲者となることが多いので、その権利の保護は国家社会にとって重要な特別課題となる。

本稿が取り組んでいる初期胚についても改めて繰り返すまでもなく、これはそのまま当てはまる。特に近年、初期胚が医学的・薬学的・経済的見地から利用価値が大きいことが注目され、関心が高まっている。初期胚の尊厳と基本的権利が侵害の危険に晒される危険性が大きくなっている。人は誰もどのような取り扱いが自然法によって求められているかを肝に命じておかなければならない。

2 初期胚と倫理規範

初期胚は倫理的には罪のない存在とされる生命体であるが、現代医学の領域で関心をもたれている諸問題と関係するものとして次に次の諸点に注目しておかねばならない。

a 直接的殺害の禁止

α この生命個体の死自体を直接的に意図し目指すあらゆる行為(directly intended destruction)は、重大深刻に人の道を逸脱した

反道徳的行為として普遍的無条件的に禁じられる。

β この生命体が母体外で生存・発育していくことがまだ不可能な発育段階にあるとき、これを母体から引き離し母体外に出し、妊娠を意図的に中断終了させようとする行為、すなわちいわゆる意図的な中絶は、この生命個体の死そのものを直接的に意図する殺害行為と倫理的には等しく、普遍的無条件的に禁じられる。

b 正常発育の妨害の厳禁

接合子は精神魂の支配する通りの成長過程を辿り、出生にまで到達する自然的権利をもっている。これを阻止あるいは妨害することはこの権利を深刻に損ねるものとして厳しく非難される。胎内生命体はその発育の全段階において同じように保護されねばならない。

c 手段化の禁止

胚に対して胚自身の利益にならない実験的薬・医学的干渉を行うてはならない。初期胚の人間人格の尊厳を傷つける手段の利用は一切禁じられる。

d 保護・保全の要求とその限界

初期胚は人間人格ではあっても必ずしも絶対的保護が求められるわけではない。そもそも人間の生命は絶対的・無条件的価値をもつものではないからである。

α 尋常の努力の義務

自然法の要求する生命の尊重は絶対的なものでなく、可能なあらゆる手段をもって生命の保護・保全を図る道徳的義務は人にはない。生命の保護・保全のための適正な医療、尋常の努力が義務付けられ

ている。

β 死の間接的な惹起の黙認

行為における選択において諸価値の同時尊重が不可能で、やむをえず一方を他方に優先せねばならぬことも多い。初期胚の死が、引き起こされることをやむをえず容認してよいような場合も起こりうる。強姦後の妊娠中絶や妊婦の生命・健康保持のため必要となった中絶などにこれが見られる。「二重結果の原則」の要求が満たされねばならないが、注意すべきは、発育段階は生命体の価値の大きさに影響しないことである⁽³⁷⁾。

三 他の諸見解のヒト初期胚身分論

これまで初期胚の存在論的身分・道徳的身分を「人間人格」であると考える、トマス・アクィナスに代表される考え方を考察してきた。この考え方の一層の深い理解を求め、次に、これと対立する二つの見方を検討しよう。一つは初期胚を「前人間人格」とするもの、他はこれを「非人間人格」と考える立場である。

一 前人間人格説

1 人間人格の前段階

「前人間人格説」とは、初期胚は存在論的身分上はまだ尊厳を備えた人間人格ではないが、以後の発育の途中から必ず人間人格になる存在、すなわち、「前人間人格」だ、と考える立場である。

あらゆるヒト受精卵は成育途上のある時期から「存在論的身分」としてパーソンすなわち個人となるが、初期胚はまだパーソンではなく、より低い「存在論的身分」である、と見る。「道徳的身分」もこれにそのまま重なる、とされるから、取り扱いにおいては「存在論的身分」の変化の時点で変更が必要ということになる。要するに、出生前生命体を一律に論じないで、発育過程のある時からは尊厳をもった「個人・人間人格」であることを認めるが、それまではそのような尊厳はないと考える。そのようなものになりつつあるヒト種生命体、として人間人格との間に線引きを試みるのである。初期胚は今後の成長途中のあるときから人間人格になると考えるので中途説 (delayed-hominization theory) と呼ばれることもある。現在、尊厳はないものの、やがて尊厳をもったパーソンになる筈のものであるゆえ、取り扱いに際しては「その点の顧慮も必要だ」、と考えるので、道徳的身分論においては先の「人間人格説」とあるところま

では共闘できる胚の尊厳擁護派であり、後に見る「非人間人格説」とは鮮明に対立した内容になる。

発育の途上のいつから人間人格になると考えるか、という点でさまざまな異なった見解がありうるが、基本的な考え方においては共通である。受精によって成立した新生命体がいつ人間人格になるかという存在論的身分論上の見解の違いがあるだけで、何れも初期胚を「前人間人格」としており、道徳的身分論に関してもこれがそのまま反映する。

ここでは代表的なものとして「着床説」と「主要器官形成完了説」を取り上げる。

2 着床説の存在論的身分論

a 前人間人格説の中で最も有力なのがいわゆる着床説である。²⁹ 受精卵成立後一四日目に起こる着床完了時とする見方で、これは同時に現れる原始線条に注目する形を取ることもあり(原始線条説)、また原腸形成 (gastrulation) 過程が受精後一四日頃始まり一九日目頃まで続くがこの過程の開始時とする説(原腸形成説)として唱えられることもあるが、内容は殆ど変わらないので、「着床説」としてまとめられよう。⁴⁰

b この説の根拠はこの時に初期生命体は発生学的に新たな段階に入る、ということである。この説は初期胚が種的にヒト個体であること、すなわち、遺伝的でない種の個性性 (genetic individuality)

をもつことは認めるが、これだけで人間人格であるとは言えない、と考える。生物学的にはすでに個体であるかもしれないが、存在論的 (ontologically) にはまだ個人ではない。人間人格であるためには発生的個性 (developmental individuality) をもつ存在論的に厳密な個的存在でなければならないが、初期胚は全能性をもち相互交換可能な未分化細胞の塊で、どこにおいても分割され二つまたはそれ以上の胚 (embryos) になりうるものであり、まだ真に内的な個性 (inherent individuality) をもつた一個体ではない。不可逆的に真の個体となるのは子宮壁に完全着床し原始線条 (primitive streak) が現れる受精卵成立後一四日頃である、という。原腸形成 (gastrulation) 過程がこの頃始まるのでこの過程の開始時とする者もある。要するに、この説で強調されるのは、人間人格とは真の個別的存在者である、ということ、その前提となる生物学的個性がこのとき初めて確立するからという。

これは原始線条を媒介とする器官の発生に具体化するという。新生命体のどの部分がどの器官になるかがこの時期に決定する。脳や神経細胞、感覚器官などはこのとき存在が始まる。生命体はこのときからさまざまな異なった部分より構成されている有機的全体となる。有機体の各部分は将来どのような器官になるかが不変的に確定し、以後この方向へと一直線に発育していく。

3 主要器官形成完了説の存在論的身分論

a もう一つの「前人間人格説」は胎内の生命体が人間人格になるのは主要身体器官の形成が終わった時点であるとし、それゆえ、それまでの間の生命体はまだ人間人格ではないが、何れ発育の過程の中で必ず人間人格になる筈のもの、と考える。当然、初期胚は「前人間人格」である、とされる。「着床説」が胎内生命体が人間人格になるのは受精卵形成後一四から一六日目だとしたのに対し、この説では人間人格になるのは遙かに遅くなり、「前人間人格」期が受精卵形成後何十日も続く。

b この立場の代表的なものとして史的アリストテレスや史的トマスの考え方が挙げられる。先に見たように(二)、純粹型におけるアリストテレス・トマスの哲学の論理は、かれらの立場が「人間人格説」であることを示している。しかし、かれらのテキストには別の読み方の可能なものもあり、事実そこからかれらに「前人間人格説」を帰する者もいる。^(4 bis)「前人間人格説」は形而上学的思索の伴わない生物学現象論の議論に過ぎないとはいえ、史的アリストテレスや史的トマスにこのような発言がある以上、一応謹聴する位の敬意は払わねばならないであろう。代表としてトマスを見よう。⁽⁴⁾トマスの言っていることをまとめるとほぼ次のようになる。

成長していく胚が精神魂を実体的形相として受け入れることのできるほど複雑化し高度化した身体にまでなつたとき、神は精神魂を創造してこれに注入する。初期胚がその存在の初めから精神魂 (anima spiritualis) のような高度の生魂を実体的形相とすることなど不可能である。生魂は現勢有であり、これと合致してこれを実

体的形相とする一個の自立的有機個体を形成する可能的身体との間には相応 (proportion) が必要である。ヒト胚は最初は栄養魂 (anima vegetativa) を生魂として形成されその下で一定の成長を遂げ、高度化した時点で、第一質料の可能性の中から作用因によって新たな、より高級な生魂として感覚魂 (anima sensitiva) が引き出され、代わってこの生命体の生魂となる。その下に有機体はさらに発育を遂げ、より複雑・高度化し、精神魂がその活動において外的にはあるが依存するところの身体的諸能力、およびこれを用いる諸器官が出来上がったところで初めて精神魂を生魂としうる段階にまで成長したことになる。このとき神は精神魂 (anima spiritalis) を創造しこの生命体に実体的形相として入れる。このような生魂の交替において従来の生魂は第一質料の可能性の中に還帰するが、その機能は新しい生魂によって行われる。すなわち、高次の生魂は下位の生魂の機能をも同時に果たす。なお精神魂の存在開始は男児の場合、受精卵成立四〇日後、女児の場合八〇日後である。このときから人間人格である。初期胚の存在論的身分はそれゆえまだ前人間人格である。

アリストテレスの影響を受け、トマスは脳や脊髄でなく心臓を身体の中心的臓器と考えていたが、それは大きな問題ではない。問題は精神魂現存の推論が、経験界の現象を掘り下げ哲学的に探究する、という作業のないままに終始していることであろう。ここには哲学者トマスの姿は見えない。現象界における精神的諸活動やその器官の現存などは決して人間人格の本質ではない、というのがトマ

ス本来の哲学的人間論の考え方だった筈である。人間人格の本質はその存在論的構造である。

4 両説の存在論的身分論の問題点

a これら、着床説 (原始線条説)、および主要器官形成完了説は、何れも、新生命体が将来人間人格になるのは確かであるが、現在の初期胚状態においてはまだ人間人格ではなく、単に、それになりつつある存在、可能態 (in potentia) における人間人格である、とする点で共通である。何れも初期胚の存在論的身分を前人間人格と考える。トマスの人間論哲学はこれをどう批判するか。

b 「人間人格」の始まり

両説とも、受精によって形成された接合子の成長過程の「ある時点」から人間人格になる、としているが、その合理的根拠が示されていない。

a 先ず、すでに確認した通り初期胚の成立以後の成長は連続的でそこには飛躍や質的变化は見られない。両説では、非精神的存在が精神的存在になるという「質的な変化」が起こったことが、一方的に主張されているだけで、何がこの変化をどのような過程を通して引き起こしたのが十分に説明されていない。何よりもその変化が質的な変化であることが説明されていない。例えば、着床説は発生の個体性が生物学的に「確立」するというが、人間人格は自立的個体的存在である以上、存在論的個性が生物学的に「確立」するこ

とは意味はあるものの、それだけではこの有機体が人間人格であることを証明したことにはならない。なぜなら人間人格は理性的本性をもった自立存在であるから理性的本性をもつことを示されなければならぬ。しかしこの説ではこれは示されていない。⁽⁴³⁾

β 両説の取っている人間人格観が機能中心の人格観であることも、存在論的人格観を取るトマスの目には不十分と映る。

トマスによれば、接合子成立より生命体の個体死に到る存在の全過程において人間人格が存続するが、それは実体的形相としての精神魂の現存に基づく。すなわちトマス主義的には、これは実体的形相である精神魂の現存の新たな形相果 (effectus formalis) とある、と説明される。一体的全体形成「完了」に引き続き形相因である精神魂が生み出した新たな結果である。精神魂が実体的形相として現存する限り、その個体は人間人格である。障害を負っているか病気であるか、それとも健常・健康か、発育過程のどの段階にあるか、初期胚の状態か、成長後期にあるか、成長を終わった成体か、老化の過程にあるかなどとは関係がない。理念型における人間人格がすべてこのような個体において現存しているのである。

これに対し、両説においては機能が重視される。能力が用いる器官の完成的現存なしに人間固有の活動はありえないから、そこには人間人格の現存はありえない、と考えるのは主要器官形成完了説である。着床説は活動や器官の現存そのものではなく「原因においてのこれらの現存」であれば充分とし、将来これらの器官となるべき「特定」細胞が存在し始めたとき、をもって人間人格の現存の始ま

りとしている。これは現在完成し・活動できる器官が存在しているか否かに関心を極限する前者よりは優れているが、アリストテレス・トマス主義的には、将来の各器官となる各細胞が決定し、以後、どの細胞も他の器官にはなりえないという形で、胚の全細胞がその将来に関して決定されてしまうという発育過程における特定時期にそれほど拘る意味はない。そもそも器官・活動でなく、器官を用いて活動する「能力」がより重要であり、これは「人間本性」に基づくと考えるのである。あるゆる人間本性は必然的にこの能力を備えている。ゆえに「人間本性」が形成されたときに人間人格の存在の始まりであり、この人間本性を形成する原因としての精神魂が現存し始めたときが人間個人すなわち人間人格の存在の始まりである、とするのがアリストテレス・トマス主義哲学の理解である。理性と意志は精神魂に固有の能力であるが、これは感覚能力に助けられる、とされる。初期胚の以後の分化と発育過程が外的・内的事情によって特別重大な妨害を受けない限り、通常の場合この生命体の発育の結末は個人である。成人の実体的形相は精神活動を行う精神魂であるゆえ、実体的形相としての精神魂はすでに最初から現存していると考えべきであり、従って初めから人間人格である筈ということになる。すなわち、人間本性、それに基づく諸能力の現存、それに基づく器官の現存・機能という原因・結果関係に注目するのがトマス主義的形而上学的思考である。現在、脳や神経組織・感覚器官が現存しているか、あるいは機能しているかではなく、本性的完成状態においては必要な諸器官をもち機能するのが当然という本

来的定めという方向性をもった本性が基礎であり、これをもつのが人間人格である。この本性の形相因は精神魂である。人間は有機的生命体であり、理性的有機存在としての人間本性を形成する形相因が精神魂であり、これが現存するのが人間人格であり、これがないのは人間人格ではない。精神魂の実体的形相としての現存開始は接合子成立時であり、このときがこの精神的有機体の成立時である。

精神魂は受精卵完全成立の瞬間に神から創造され、注入され実体的形相としてこの受精卵を一つの全体として形成するのである。この受精卵はこの瞬間に、「汝」という神の呼び掛けを受けることによって、一つの人間人格として実在を始めるのである。

c 生魂交替説による胚の自己同一性の否認

トマス主義人間論の側からの第二の批判点はこれら両説の生魂交替論である。

主要器官形成完成説は、栄養魂が、次にこれに代わって感覚魂が実体的形相として成立以後の胚の成長を実現していくが、最後に、神は創造した精神魂を実体的形相として身体に入れることによって人間ペルソナを形成する、という。

着床説も精神魂はこれを実体的形相として受け入れうる段階にまで成長した個的身体を必要とし、この身体は精神魂との一体化のとき、これまでの実体的形相を失う、とする。

トマス主義人間論哲学に従う限り、ここで実体変化(mutatio substantialis)が起り、新しい実体が成立していることになる。すなわち実体的形相の交替は実体変化を引き起こすから、胚の自己同

一性は保たれないわけである。人間の創造は精神魂の創造のときであり、そのとき心身存在としての人間人格が存在を始めるが、そのときまでの初期胚はまだ人間人格ではなく、別の有機体、ということになる。新しく成立する人間人格と数的(numerice)に別であるだけでなく、種的(specie)にもである。実体的形相が種を決定するからである。

実体変化によって別の第一実体になるというのであれば遺伝的資質はどう説明されるのか、また個的人間の発生(Onogenesis)における両親の役割は何か合理的に説明されねばならないが、両説はこれにも答えていない。

トマスの「人間人格説」では接合子から始まり個体死に到るこの一つの第一実体の存続の全過程を貫いているのは実体的形相の同一性である。この個体に起こる個体としての実体変化は、第一実体としての接合子成立と個体死だけである。食物の摂取において実体変化はあるがそれは食物の側のものであり、精神的有機体の実体的形相の交替・変更は数数的(numerice)に同一の精神魂が存続し続ける。接合子として成立した個体は同じ個体のまま個体死を迎えるのである。

5 「前人間人格」説の道徳的身分論とその問題点

a 道徳的身分論の主な内容は次のようになる。

α 初期胚は存在論的に「前人間人格」身分の存在である。人間

人格になるまでの生命体は「まだ尊厳を備えた『個人』ではないが、そのような『個人』になる筈のもの、なるであろうもの」、「尊厳を備えた『人』ではないが、それになりつつあるもの」、「尊厳を備えた人間生命」の萌芽、「尊厳を備えた『人格存在』ではないが、それに必ずなるもの」である。

β 求められるのは相応しい尊重である。「人間の萌芽」であり、まだ尊厳を備えた人格ではないが、そのようなものに「なる筈のもの」として、相応しく尊重されなければならない。そのようなものになる可能性を極力保護しなければならない。それゆえ前人間人格である胎内の生命の破壊となる墮胎・中絶などは道徳的に人の道を外れたものと見做される⁴⁴。

結局、道徳的身分は人間人格に殆ど等しいものになる。実際上は、あたかも人間人格であるかのように、すなわち、人間人格と同じようにその尊厳を重んじてこれと関わらねばならない、ということである⁴⁵。

γ しかし、存在論的に「人間人格」とは考えていないわけであるから、実践においても道徳的「人間人格」身分を受け入れる必要はない、というのが本来的対応である。初期胚には人間人格の尊厳はないので保護に全力を尽くすことは求められない、というのが自然の結論である。

⁴⁶ 蓋然主義 (Probabilismus) を取ることが許される、ということになる。着床前胚は人間人格でなく、従って可能な限り尊重はされねばならないが、もっと重要な価値の実現のためどうしても必要なら、

その保護を後回しにしても構わないというのである。

b 問題点

この立場では初期胚は前人間人格であり不可侵の尊厳を伴った人間人格でない以上、「あたかも人間人格であるかのように大切にされるべきだ」という態度も十分な基礎付けをもちえない。人間人格でないものを人間人格として取り扱えというのが、そもそも無理な注文である。

こうして、この説を取る限り、初期胚の尊厳を守り通すことは非常に困難になる。原則としてはあたかも人間人格であるかのように取り扱われるべきだが、すでに人間人格である人々の生命・健康や幸福のためどうしても必要で、医学的合理性があり、社会的にも妥当な場合、例外としてやむを得ず犠牲にすることを認めざるを得ない、という選択に追い込まれる可能性が大きい。初期胚の尊厳を認め、これを重視し、守ろうという姿勢はたしかに有難いが、保護者としては全く頼りにならない、というのが胚の本音であろう。さまざまな理由を掲げて次から次に迫ってくる着床前診断、胚性幹細胞樹立、クローン胚作成、体外受精、胚破棄、初期胚を使つての実験、生殖補助医療や再生医療での初期胚利用などの自由を認めよ、という要求に抵抗し続けることは難しい。今はまだ尊厳をもつた人間人格でなく「将来」そうなるであろうに過ぎないという初期胚を犠牲にし、破壊して、「現在」苦しんでいる人間を救うための薬や技術や手段を手に入れたい、という要求に対し、抵抗を貫くことはできず、最後には譲歩の道が選ばれることになる。結局、初期胚の手段化・

資源化・道具化という功利主義的胚利用を容認してしまうことになる。⁽⁴⁷⁾ 功利主義への屈服である。

二 非人間人格説

初期胚の存在論的身分は生物学的ヒト有機体という物体である、と考える。道徳的身分として人に特別の尊重を要求するようなものではなく、普通のモノとして処理することの許される物体に過ぎない、という。功利主義的な道徳身分論である。二説に分かれる。

1 客観主義的非人間人格説

接合子として出発し、以後発育し新生児として誕生するまでの間の胎内生命体は、客観的には単なる有機物体で、特別に価値を備えた存在論的身分にあるのではなく、従って特別の尊重的取り扱いを要求できる道徳的身分にはない。それは普通の物体として取り扱われてよい、と考える。この生命体は自由な処分の許される単なるヒト種細胞的有機物体で、母胎内の腫瘍の一種、生物学的物財、ヒト種細胞の塊以上のものでなく、一定の尊重的取り扱いへの倫理的要素などもちえない、と考える。恣意的な処分の可能な単なるモノなのである。

代表的な見方としてマイケル・トゥーリー (Michael Tooley) や

ピーター・シンガー (Peter Singer) のそれを挙げることができよう。⁽⁴⁸⁾ この立場はパーソンに特別の存在論的価値は認めず、その道徳的身分も大切にしない。しかし基準となるある特質に拘る。客観的にこれが失われる場合パーソンでなくなる、と考える。かれらによればパーソンは理性的・自覚的存在であり、パーソンの本質は自己意識にあり、それは欲求の意識や快苦の感覚も含むから、神経や脳の正常活動が不可欠の要件となる。パーソンは存在論的に大きな価値をもち、従って、道徳的身分も高いがそれはホモ・サピエンスと本質必然的に結び付いているわけではない、ホモ・サピエンス種以外の生命体にもパーソンであるものがありうる。またホモ・サピエンス種に属する生命個体でありながらパーソンでないもの、あるいは、不可逆的にパーソンでなくなったものなどもありうるものであり、これらはどれも特別の尊重や保護などに値しない。すなわち、当面のわれわれが問題にしている初期胚や胎児はおろか新生児さえも、この基準ではパーソンではないので、特別の取り扱いは必要でなく、他の一般物体同様、社会功利主義的評価基準に従って処理して構わない。「自覚的または理性的存在」としての「パーソン」だから価値があるのであり、生物学的にはホモ・サピエンスであっても、胎児や新生児や重い脳障害をもつ者は、チンパンジーやイルカのような動物にも劣る、と言う。

客観主義的非人間人格説の根本的難点は人間人格概念の内包の貧弱さである。パーソンであることの基準を心理現象界においての自己意識の有りに置き、それを欠いている存在すべてを非人格と

する。現象の背後のリアリティに注目するとか、現勢態だけでなく、潜勢態や可能態における存在の在り方にも留意して現実をダイナミックなものとして捉えていこうとする形而上学的視点を欠いているため、リアリティの大きな部分が脱落した存在論になっている。⁴⁹

トマス主義人間論は自己意識という心理現象を重視はするが、これが最終的には人間本性に基づくものであることを正しく捉え、一定条件下でのこれの現れとして現実を説明しようとするので問題との的確な取り組みを行うことが出来るのである。

倫理学の伝統が重んじてきた人格価値の尊厳を重んずるという姿勢は全くなく、トマス主義の人格主義倫理学とは真つ向から対立するが、社会功利主義的な初期胚観として世界にはこれに好意的な者も少なからず居り、倫理学での議論は続いている。⁵⁰

2 主観主義的非人間人格説

この立場は、初期胚を含め胎内の新生命体の存在論的身分を客観的には非人間人格だと考えるが、それはあくまで「取りあえず」の判断としてである、という。その生命体は場合によっては「人間人格」になりうる。人や社会がそう受け入れた場合にこれが起こる。

人や社会による受け入れがないなら、そのまま非人間人格であり続ける。すなわち、この立場は初期胚など胎内の生命体を非人間人格と考えるが、先の立場と違い、この判断の基準を理性や自覚という生命体が客観的に自己の中に持っている存在価値に置くのではな

く、ヒト胚に向き合う人間・社会の側の選択・決定に置くという主観主義である。

存在論的身分はその生命体と関わる他者が決める、というのである。他者が人間人格という「存在論的身分」を与える、ということである。それは両親特に母親であったり、医師であったり、親族であったり、社会や国家であったりとまちまちであるが、何れにせよこのような者が人間人格、すなわち自分たちと同じ人間社会の一員であると「受け入れること」によって初めて人間人格になるという。新しい生命体は社会の代表者によって社会を構成する一員として認め受け入れられることによって人間人格になる。人間は人格であるが、それは経験界における人間的関係として成立するもの、という考えが前提にある。人間間の交わりにおいてのみ在りうるという。人格は関係存在である以上、新人間人格の成立は単に客観的自然現象としての生物学的新生命個体成立とは違うのであり、あくまで人間社会の出来事として他者との関係において説明されなければならない。⁵¹

初期胚を含め、一切の胎内の生命個体はそれ自体において何か価値をもつ自立的存在ではない。この生命体の価値はこの生命体の帰属する社会によって生み出される。一般に胎内生命体が価値をもっているとは見做されてきたのは、母親やそれを取り巻く人々の関心や愛情や期待が価値をこの生命体に与えていたからである。この生命体が憎悪の対象になることもありうるし、厄介で無用の存在と見做されることもありうるが、そのとき、その人たちの間ではこの生命

体に価値は与えられず、尊厳もない。要するに、初期胚をどのようなものと見做すかは社会の問題である。人間人格というのは人々が与える身分である。

典型的な一例が、誕生までの胎内の生命体を母親が自由に処分する胎内の細胞塊と考えるフェミニズム過激派の見方であろう。この生命体を人間人格としかどうかの決定権は母親にある。母親がこれを生きた権利など諸権利や尊厳をもった存在すなわち人間人格と認めない限り、それは単なるモノのままであり、それ以上のものにはなりえない。人間人格となる場合、母親が社会を代表して受け入れたからであり、国家はこれを追認しているだけである、という。

このような見方はトマス主義の立場からはどう評価されるか。

一般に、ある集団の一員であること、そこで権利をもち義務を負う一人前の人間人格であることは、その社会や他人から受け入れの形で与えられている社会的身分(social status)である、というのは、われわれが家族、親族、市町村、国家や、他の諸社会の人間関係で実践していることである。しかし、人の社会的存在としての全面がこのような他人や社会国家によって与えられるものとは言えない。これらの社会的身分の前提になり、基礎になっている人間人格性は社会が与えたものではない。個々人に初めから内在している。社会はこれを受け入れるだけである。人の人格性とその尊厳、自然法的基本的諸権利はそもそもその社会関係に存在論理上先行するのである。

トマス主義人間論によれば、人格は関係存在ではあるが人の人格

性は源泉的關係存在である神から自己とのペルソナ的關係に生きるべき存在として創造と招きによって先ず生み出され認定されることよって起こる(エレミア・五参照)。あらゆる人間関係はこの上に初めて構築される。

人間あるいは社会が人間人格として認定し受け入れたとき、ヒト生命体は初めて人間になる、という見方は、人間を社会の産物でこれに完全に従属する存在とするもので、人間の尊厳や自然法的基本的諸権利を基礎付けることのできない謬説として退けられる。

四 むすび

以上われわれはヒト初期胚の存在論的・道徳的身分の問題を考察した。

この問題についての見方を三つに分け、先ず、初期胚は初めから不可侵の尊厳と自然法的基本権を備えた人間人格である、とするトマス・アクイナスの立場である「人間人格説」をかなり詳しく提示した(二)。次にこれに批判的な他の二説、「前人間人格説」と「非人間人格説」を簡単に検討した(三)。初めに注意したように、現在生命倫理学でパーソンの概念は一義的には通用していない。しかし類比的には用いられえ、さまざまの困難にまつながらも一応相互間の議論や対話は可能になっている。ここでもこのような含み

をもった言葉として用いながらこの三説に分けて検討したのである。パーソンの代わりに「尊厳を伴った人間」と言い換えても充分間に合うような用語である。

初期胚を巡る現在の日本の事情はどうか。

断固として胚の尊厳を守ろうとし、手段化・道具化を非難し一切の破壊や利用に反対する立場の人がいる。宗教的信念に基づくものが多い。信仰を共有しない一般社会への影響力は充分でない。

人間の生命の萌芽であり、人間になる可能性をもったものを粗末に扱ってはいけない、と現代広く見られるようになった初期胚道具化傾向に懸念を覚え、社会の反倫理的風潮を真剣に憂慮している人たちがいる。人の生命の尊重は自然法の基本的要求に入るので、多くの国民が感じていることではあるが、実際この立場に立って社会に向け論理的な議論を展開できるのは数少ない学者や文化人である。

一応初期胚に敬意を払う外見は見せるが、本心では、これはモノに過ぎないと見、自由にこれを用いて、医学の進歩や患者の救済に力を尽くすべきだ、と考える人たちがいる。胚の利用に賛成し、これの推進を支持している。鮮明な功利主義の立場を取る。「尊厳」などの生命倫理的な議論は科学の順調な発展を邪魔するだけで、結局、人類の福祉の向上を妨害している、と考えている。

こうして、本稿の見た三つの立場は少なくとも理念型として社会一般の初期胚観をも表していると言えよう。一方に功利主義の立場に立つ「非人間人格説」があり、他方に、これと厳しく対峙する「人

間人格説」と「前人間人格説」の連合軍がある、として日本の現状は整理できる。これは縮図的に、例えば政府の総合科学技術会議生命倫理専門調査会の構成や議論や報告書にも反映している。人類の福祉をもたらす科学の発展、医学の進歩という錦のみ旗を振り回して、初期胚の作成・操作・利用の自由を要求するのは「非人間人格説」である。国家も大きな関心をもつ国際的な研究競争での勝利や、経済成長を目指す国策の追い風を受け非常に優勢である。これに対し、功利主義による不正な侵害から胚の尊厳、それゆえまた人間の尊厳を守ろうと健闘しているのは「前人間人格説」である⁵³。本稿の取っている「人間人格説」はわが国では残念乍ら微力で、独力で戦線を展開する力もたない。しかし盟友「前人間人格説」の理論武装に協力し、勝利を目指して共闘することなら充分できる。

註

- (1) K. L. Moore (星野一正訳) 『受精卵からヒトになるまで——基礎的発生学と先天異常』第二版(医歯薬出版株式会社 一九八七年)。「ステッドマン医学大辞典」、第五版第二刷(メジカルビュー社 二〇〇三年)をも参照。その他、N. M. Ford, *When Did I Begin? Conception of the Human Individual in History, Philosophy and Science*, Cambridge 1989; R. Boddan-Heidrich / T. Cremer / K. Decker / H. Hepp / W. Jäger / G. Rager / W. Winkler, "Beginn und Entwicklung des Menschen: Biologisch-medizinische Grundlagen und ärztlich-klinische Aspekte," G. Rager(Hrsg.), *Beginn, Personalität und Würde des Menschen* (München 1997), S. 15-159 にも依存。
- (2) 新生命個体と母体との結び付きの決定的成立である着床完了時をもって受胎・妊娠 (pregnancy; Schwangerschaft) 成立とすべきであると考

- えられる。しかし、接合子の成立と共に母体との間に微妙な生理学的関係が生まれ、相互間には影響も見られるとして、接合子成立・受精 (fertilization) 時を妊娠開始時とする有力な見解もある。
- (3) S. Privitera, "Riflessioni sullo status morale e giuridico dell'embrione," *Rivista di teologia morale* 23 (1991), pp. 93-100; A. Bondolfi, "Statuto dell'embrione. Considerazioni di metodo," *ibid.*, pp. 223-241; M. Reichlin, "Lo statuto dell'embrione. La prospettiva etica e il concetto di potenzialità," *ibid.* 24 (1992), pp. 343-358; S. Leone, "L'embrione: soggetto di diritti. Approccio interdisciplinare," *ibid.* 25 (1993), pp. 229-238; F. Compagnoni, "Lo statuto dell'embrione umano," *Angelicum* 70 (1993), pp. 507-521. A. Bondolfi の著書に詳し。
- (4) 邦文はヒボンラナス (小川政恭訳) 『古くは医療について』他八篇 (岩波文庫 一九六三年) 一九一頁。Cf. R. M. Veatch, "Medical Codes and Oathes," Warren Thomas Reich (ed.), *Encyclopedia of Bioethics* (New York 1995), pp. 1419-1435, esp. 1422.
- (5) Cf. G. Grisez, *Abortion: the Myths, the Realities, and the Arguments*, New York 1970.
- (6) 前掲 G. Grisez の他 J. Noonan (ed.), *The Morality of Abortion. Legal and Historical Perspectives*, Cambridge 1970; J. Connery, *Abortion: The Development of the Roman Catholic Perspective*, Chicago 1977; S. J. Heaney (ed.), *Abortion: A New Generation of Catholic Responses*, Braintree 1992; A. Chrapkowski, "Il delitto dell'aborto procurato. Problemi vecchi e nuovi," *Apolinaris* 76 (2003), pp. 341-357.
- (7) 例えば、アメリカにおける事情は荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』(岩波書店 二〇〇一年) からも知られる。Cf. *Origins* 34 (2004), pp. 1, 3-7, 17, 19-21, 35-40.
- (8) Cf. "il problema dello status morale e giuridico dell'embrione è innanzitutto problema del suo status ontologico" S. Privitera (*op. cit.* [前注 3], p. 93).
- 例えば R. Lucas Lucas, "Fondazione antropologica dei problemi bioetici," *Gregorianum* 80 (1999), pp. 697-758 以下として「存在論的身分論」である。
- (9) Cf. T. A. Shannon / A. B. Wolter, "Reflections on the Moral Status of the Pre-embryo," *Theological Studies* 51 (1990), pp. 603-626; R. A. McCormick, "Who or What is the 'Pre-Embryo?'," *Kennedy Institute of Ethics Journal* 1 (1991), pp. 3-15; J. A. Robertson, "What We May Do with Preembryos: A Response to Richard A. McCormick," *ibid.*, pp. 293-302; R. A. McCormick, "The Preembryo as Potential: A Reply to John A. Robertson," *ibid.*, pp. 303-305. また N. M. Ford, *Prenatal Person. Ethics from Conception to Birth*, Malden, MA 2002 をも参照。
- 邦文によるものとして、特に、金沢文雄「人の胚の道徳的および法的地位」『岡山商科大学法字論叢』第三号(一九九五年二月) 一三七頁及び、井上達夫「人間・生命・倫理」(江原由美子編『生殖技術とシンクスター』勁草書房 一九九六年 三二九頁) を挙げておきたい。
- (10) 但し、人格存在と必然的に結びつかない個人的なシンクスター概念を基礎として論じる者もいる。例えば Peter Singer, *Practical Ethics*, Cambridge 1993 (初版邦訳『実践の倫理』山内友三郎・塚崎智監訳、昭和堂 一九九一年) 同、*Rethinking Life and Death: The Collapse of Our Traditional Ethics*, Melbourne 1994 (邦訳『生と死の倫理—伝統的倫理の崩壊』樫則章訳、昭和堂 一九九八年) 等。Cf. K. Arntz, "Der unstrittene Personbegriff in der Bioethik. Anmerkungen zu den Thesen Peter Singers," *Theologie der Gegenwart* 41 (1998), S. 196-206; M. Cascone, "Persona in prospettiva bioetica," *Rivista di teologia morale* 35 (2003), pp. 407-409 (pp. 401-416). なお邦文によるものとして前掲江原編『生殖技術とシンクスター』中の川本隆史「生殖革命とどう言説——ユーター・シンガー批判のために——」(二八五—三〇六頁) がある。

- (11) 宮川俊行「人間個体の成立時期を巡って」、『純心女子短期大学紀要』第二十六集（一九九〇年）、一一一―一四頁。
 なお、さらに、「個人の起源を巡る神と人間」（『純心女子短期大学紀要』第三十四集「一九九七年」、一一一―一八頁）ではこの問題と神学論として取り組んでいる。他に、「トマスの人間本質論をめぐる若干の考察」（『純心女子短期大学紀要』、第十八集「一九八二年」、九一―一六頁）、「体外受精の倫理学的考察」（水波朗／稲垣良典／H・ヨンパルト編『自然法―反省と展望』、創文社 一九八七年、三九九―四五三頁）、「『代理出産』のトマス主義応用倫理学的考察」（高橋広次編『現代社会とキリスト教社会論』「南山社会倫理研究叢書」第三巻）、南山社会倫理研究所 一九九八年、二〇二―二七九頁）、「ヒト胚性幹細胞を巡って」（『カトリック社会福祉研究』一「二〇〇一年」、七九―一〇三頁）などにおいてもこの問題の若干の考察が含まれている。
- (12) 但し、このような生物学的生命の完全喪失がそのまま人間人格の完全消滅を意味するかどうかに関しては古来哲学者の間に議論がある。特定のヒト有機体としては完全崩壊し身体構成に参加していた諸物質に分解してしまうという点は、自然現象界の出来事として誰からも殆ど異論なく認められている。個体死は自己意識をもった存在としての人間の完全滅亡とする者は多い。だが、自己意識をもち個体死を乗り越えて存続する超生物学的部分がある、という主張をもつ者もある。しかもこの部分は人間人格の非常に重要な部分であると言ひ。Cf. J. Seifert, *Das Leib-Seele-Problem und die gegenwärtige philosophische Diskussion. Eine systematisch-kritische Analyse* (Darmstadt 1989), S. 256-281.
- (13) Cf. J. de Vries, "Hylomorphismus," W. Brugger (Hrsg.), *Philosophisches Wörterbuch* (Freiburg 1985), S. 168-170; F. Selva, *Filosofia del mondo—Cosmologia filosofica* (Roma 1993), pp. 500-539; M. Gumann, "Form—Materie," A. Franz / W. Baum / K. Kreuzer (Hg.), *Lexikon philosophischer Grundbegriffe der Theologie* (Freiburg 2003), S. 144-146.
- (14) Cf. B. Van Hagens, *Filosofia della natura* (Roma 1983), pp. 48-68.
- (15) Cf. A. -D. Sertillanges, *La philosophie de S. Thomas d'Aquin II* (Paris 1940), pp. 71-85, 125-146; G. Barzaghi, "Materia e Forma. Senso metafisico ed espansioni analogiche dell'Illeorismo in s. Tommaso d'Aquino," *Divus Thomas* 96 (1993), pp. 9-61.
- (16) 伝統的にラテン語で "anima" / 日本語で「靈魂」と訳されてきたアリストテレスのいう "psyche" は個々の生物個体の中にある「生命原理」生かすいのちのちから (principium vitae) の意味であるという。すべての生物個体に内在しているものであるから、「これを「靈魂」と呼ぶと動物や植物にも「靈魂」があるということになり、トマス哲学の人間理解と調和しなくなる。本稿ではそれゆえ今道友信『アリストテレス』（講談社学術文庫 二〇〇四年「二六四―二八一頁」に従い「生魂」と呼ぶことにする。植物魂・栄養魂 (anima vegetativa) / 感覚魂・動物魂 (anima sensitiva) / 理性魂 (anima rationalis) などと呼ばれてきたものはすべて「生魂」である。しかし、人間の場合その生魂は「精神」であり、特別の生魂であるのでこの点を重視してこれを特に精神魂 (anima spiritalis) と呼ぶことにする。トマス主義哲学の人間論でも普通よく用いられる理性魂 (anima rationalis, a. intellectualis) という言葉は可能な限り避ける。
- (17) 周知の通りこれはトマス哲学の主要命題の一つに数えられる。Cf. R. Masi, *Cosmologia* (Roma 1961), pp. 125-157.
- (18) *Summa Theol. I*, q. 76, aa. 3-4.
 Cf. G. A. Wilson, "Thomas Aquinas and Henry of Ghent on the Succession of Substantial Forms and the Origin of Human Life," *Proceedings of American Catholic Philosophical Association* (Washington, D. C. 1990), pp. 117-131.
- (19) Cf. G. Blandino, "Il finalismo biologico," *La Civiltà Cattolica* 136 (1985) II, pp. 147-152; G. Verbeke, "Teleology and Logic in Stoicism and Aquinas," J. Follon / J. McEvoy (eds.), *Finalité et intentionnalité: doctrine thomiste et perspectives modernes* (Leuven 1992), pp. 55-57, 61 (pp. 41-61).

- (20) 例えばヒト接合子が場合によっては胞状鬼胎になったりすることがあるが、これはこの接合子が正常に形成されていなかったことでの必然的結果に過ぎず、このような有機体の形成が目指されたことからではない。
- (21) R. M. Augros, "Nature Acts for an End," *The Thomist* 66 (2002), pp. 546-47, 550, 561 (pp. 535-75). Cf. G. E. M. Anscombe, "Embryos and Final Causes," J. Follon / J. McEvoy (eds.), *Finalité et intentionnalité, op. cit.*, pp. 293-303.
- (22) Cf. J. Goyette, "Substantial Form and the Recovery of an Aristotelian Natural Science," *The Thomist* 66 (2002), pp. 525-529 (pp. 519-533).
- (23) K. Bernath, *Anima forma corporis. Eine Untersuchung über die ontologischen Grundlagen der Anthropologie des Thomas von Aquin*, Bonn 1969; T. Schneider, *Die Einheit des Menschen. Die anthropologische Formel "anima forma corporis" im sogenannten Korrespondenzstreit* (Münster 1973), S. 12-63.
- (24) Cf. *Summa Theologiae* I, q. 90, aa. 2-3; *De Potentia*, q. 3, a. 9.
- (25) トマスによれば精神魂は一種の実体 (substantia) である。それは一面では実体的形相として第一質料と合致して具体的第一実体としての人間個体を形成し、その生魂として存在するものである。その限りでは実体的部分的原理要素に過ぎぬ。だが個体の崩壊の後、実体的形相・生魂としての働きはもう必要がなく、自立的存在として存続する。Cf. W. Kluxen, "Anima separata und Personsein bei Thomas von Aquin," W. P. Eckert (Hrsg.), *Thomas von Aquin* (Mainz 1974), S. 96-116; Idem, "Seele und Unsterblichkeit bei Thomas von Aquin," K. Kremer (Hrsg.), *Seele* (Köln 1984), S. 66-83; M. Schulze, "Anima separata - Baustein einer theologischen Lehre von Menschen," *Communio* 19 (1990), S. 30-36.
- (26) 精神魂の現存を受精完了のときからと考える立場を受精説と呼ぶべく。トマスの本来的な考え方はこうなる、というのがわかれわれの解釈である。史的トマスの思想の重視の度合いにおいては異なるかもしれない。
- 本来的なトマス自身の哲学の立場としてわかれわれ同様受精説を取る主なものとして、B. M. Ashley, "A Critique of the Theory of Delayed Homimization," D. M. McCarty / A. S. Moraczewski (eds.), *An Ethical Evolution of Fetal Experimentation: An Interdisciplinary Study* (St. Louis 1976), pp. 113-133; W. May, "What makes a Human Being to Be a Being of Moral Worth," *The Thomist* 40 (1976), pp. 416-443; G. Grisez, "When Du People Begin?," *Proceedings of the American Catholic Philosophical Association* 63 (1989), pp. 27-47; S. J. Heaney, "Aquinas and the Presence of Human Rational Soul in the Early Embryo," *The Thomist* 56 (1992), pp. 19-48; M. Johnson, "Delayed Homimization: Reflections on Some Recent Catholic Claims for Delayed Homimization," *Theological Studies* 56 (1995), pp. 743-763; R. Lucas Lucas, "Fondazione antropologica dei problemi bioetici," *op. cit.* (註註∞); M. R. Panicola, "Three Views on the Preimplantation Embryo," *The National Catholic Bioethics Quarterly* 2 (2002), pp. 69-97; L. -M. Antonioti, "La vérité de la personne humaine. Animation différée ou animation immédiate?," *Revue thomiste* 103 (2003), pp. 547-576 などを目にするべきである。但し、質的とは玉石混交である。本稿も不足の点が多量に承知の上で、可能な仮説の試みである。
- (27) トリスティアニスによれば、K. L. Flannery, "Applying Aristotle in Contemporary Embryology," *The Thomist* 67 (2003), pp. 249-278 を参照。
- (28) Cf. B. Mondin, "Anima," *Dizionario enciclopedico del pensiero di san Tommaso d'Aquino* (Bologna 1991), pp. 43-48; "Intelletto (umano)," *ibid.*, pp. 330-333; R. Lucas Lucas, "Fondazione antropologica dei problemi bioetici," *op. cit.* (註註∞), pp. 713-741.
- (29) Cf. B. M. Ashley, "A Critique of the Theory of Delayed Homimization," *op. cit.* (註註∞); B. Ashley / A. Moraczewski, "Cloning, Aquinas, and the Embryonic Person," *The National Catholic Bioeth-*

- ics Quarterly 1 (2001), pp. 198-200 (pp. 189-201); K. L. Flannery, "Applying Aristotle," *op. cit.* (前註52), pp. 253-255.
- (30) これは自然哲学の物体論の中へ、合成物における元素の在り方が単なる「可能態 (in potentia)」ではなく、このトーマスが持ち出したこの概念は、De Mixtu Elementorum (*Opuscula Philosophica*, ed. Marietti, Roma 1954, pp. 155-156), nn. 438-439. Cf. P. Hoenen, *Cosmologia* (Roma 1956), pp. 334-357; B. Van Hagens, *Filosofia della natura, op. cit.* (前註51), pp. 127-130; C. Decaen, "Elemental Virtual Presence in St. Thomas," *The Thomist* 64 (2000), pp. 271-300.
- 一般には「可能態 (in potentia)」と「現勢態 (in actu)」の中間的なものと見られて終わっている受け止め方が多いが、われわれはこれを現勢態の低水準的なものとして初期胚における精神魂の在り方に適用することをならいかと考える。精神魂が唯一の実体的形相であること、すなわち、現勢態 (in actu) にあることを保持しながら、その在り方の一つとしてこれを位置付けるのである。
- (31) 例えば、前掲(註一) N. M. Ford, *When Did I Begin?*, pp. 111-112, 119-135, 160-165, 171-173; 前掲(註五) R. A. McCormick, "Who or What is the 'Pre-Embryo'?", 前掲(註五) N. M. Ford, *Prenatal Person*, pp. 65-69.
- (32) N. M. Ford は胚盤胞の二分化終了以前はまだ個体としての人間人格は形成されていなくと考える (*When Did I begin?*, *op. cit.*, pp. 156-158)。
- しかし胚盤胞的有機的「存在」ということをあきらめ、この二部分は緊密に関連しており、この別の存在ではなく二部分より成る一つの存在であると P. Flaman, "When Did I Begin? Another Critical Response to Norman Ford," *The Linacre Quarterly* 58 (1991), No. 4, pp. 47-49 (pp. 39-55).
- (33) Cf. W. A. Wallace, "Nature as Animating: the Soul in the Human Sciences," *The Thomist* 49 (1985), pp. 612-648; Idem, "Nature and Human Nature as the Norm in Medical Ethics," E. D. Pellegrino et al. (eds.), *Catholic Perspectives on Medical Morals* (Boston 1989), pp. 23-53; P. Smith, "Transient Natures at the Edges of Human Life: A Thomistic Exploration," *The Thomist* 54 (1990), pp. 191-227.
- (34) Cf. R. Lucas Lucas, "Fondazione antropologica dei problemi bioetici," *op. cit.* (前註50), pp. 702-713.
- (35) De Pers. et duab. nat., c. 3.
- (36) Cf. U. Degl'Innocenti, *Il problema della persona nel pensiero di S. Tommaso*, Roma 1967; J. Endres, "Thomasischer Personbegriff und neuerlicher Personalismus," W. P. Eckert (Hrsg.), *Thomas von Aquin, op. cit.* (前註53), S. 119-125, 130-137 (S. 117-143); H. Seidl, "The Concept of Person in St. Thomas: A Contribution to Recent Discussion," *The Thomist* 51 (1987), pp. 435-460.
- (37) D. N. Irving, "Abortion: Correct Application of Natural Law Theory," *The Linacre Quarterly* 67 (2000), No. 1, pp. 45-55. 「「重結果の原則」のごとくは拙稿『「重結果の原則」』『純心女子短期大学紀要』第十九集(一九八三年)の一―九頁を参照。 Cf. J. T. Mangano, "An Historical Analysis of the Principle of Double Effect," *Theological Studies* 10 (1949), pp. 41-61.
- (38) 生物学的発育過程の中の重要と考えられる現象に注目するのが普通で、胚盤胞成立期説「全主要器官出現説」、神経・脳形成完了説「脳活動開始説」、胎動開始説「胎外生存可能開始説」などがある。
- (39) この考え方はバーノン・マック (Baroness Mary Warnock) を座長とする英国の特別委員会が1984年に議会に提出した「バーノン報告書 (The Report of the Committee of Inquiry into Human Fertilization and Embryology)」にも取り上げられている。マックは存在論的に初期胚は人間ベーン・マックが法律により保護されるべき存在であると述べている。 Cf. N. M. Ford, *When Did I Begin?*, *op. cit.*, pp. 4-5, 98, 177-178.
- (40) この立場を取った例として W. Ruff, "Individualität und Personalität im embryonalen Werden," *Theologie und Philosophie* 45 (1970), S. 24-59; T. A. Shannon / A. B. Wolter, "Reflections on the

- Moral Status of the Preembryo.” *op. cit.* (通註②); J. Porter, “Individuality, Personal Identity, and the Moral Status of the Preembryo: A Response to Mark Johnson,” *Theological Studies* 56 (1995), pp. 763-770; 通譯 (註一) N. M. Ford, *When Did I Begin?*; 前掲 (註②) R. A. McCormick, “Who or What is the ‘Pre-Embryo?’”; 前掲 (註③) N. M. Ford, *Prenatal Person*, pp. 65-69 など参照。前掲拙稿 (註11) の立場を取らざる。
- (41) T. A. Shannon, “Cloning, Uniqueness, and Individuality,” *Louvain Studies* 19 (1994), pp. 283-306.
- (42) J. Donceel, “Immediate Animation and Delayed Homimization,” *Theological Studies* 31 (1970), pp. 78-85 (pp. 76-105).
- (43) この見解が読ま取られる主要箇所は次の通りである。
- ① *In II Sent.*, d. 18, q. 2, aa. 1 et 3
- ② *Summa contra Gentiles II*, cc. 86-89
- ③ *Compendium Theologiae*, cc. 92-95
- ④ *De Potentia*, q. 3, aa. 9-12
- ⑤ *De Anima*, a. 11 ad 2
- ⑥ *Summa Theologiae I*, q. 118, aa. 1-3
- (43) R. M. Doerflinger, “The Ethics of Funding Embryonic Stem Cell Research: A Catholic Viewpoint,” *Kennedy Institute of Ethics Journal* 9 (1999), pp. 137-139 (pp. 137-150).
- (44) 史的トマスは、前人間人格説を採りながらも、初期胚の中絶・墮胎は道徳的に許されなごものことについて一貫してこれを退けてゐる。Cf. M. Zalba, “Moralitas Abortus in Doctrina S. ti Thomae,” *Doctor Communis* 25 (1972), pp. 105-127; G. di Giannatale, “La posizione di S. Tommaso sull’Aborto,” *ibid.* 34 (1981), pp. 296-311.
- (45) Cf. R. A. McCormick, “Who or What is the ‘Pre-Embryo?’,” *op. cit.* (前註②)。
- (46) C. A. Tauer, “The Tradition of Probabilism and the Moral Status of the Early Embryo,” *Theological Studies* 45 (1984), pp. 3-33.
- (47) K. T. Kelly, “Embryo Research: the Ethical Issues,” *The Month* 23 (1990), pp. 63-64 (pp. 59-64); J. A. Robertson, “What We May Do with Preembryos,” *op. cit.* (前註②)。
- (48) M. Tooley, *Abortion and Infanticide*, Oxford 1983. シンガーについては前註 (10) 参照。なおマナーリーやシンガーについてはH・T・エングルハート他著 (加藤尚武他訳) 『バイオエシクニッスの基礎』、東海大学出版会 一九八八年、でも紹介されてゐる。
- (49) Cf. M. R. Panicola, “Three Views,” *op. cit.* (前註②), pp. 85-91; N. M. Ford, *The Prenatal Person*, *op. cit.* (前註②), pp. 19-27, 65-69.
- (50) Cf. K. Arntz, “Der unstrittene Personbegriff,” *op. cit.* (通註②); M. Ahmann, *Was bleibt von menschlichen Leben unantastbar? Kritische Analyse der Rezeption des praktisch-theologischen Entwurfs von Peter Singer aus praktisch-theologischer Perspektive*, Münster 2000.
- (51) 例へば Pierre de Lochet の論議中の発言。Cf. *L’Avortement: Actes du Xème Colloque International de Sexologie* (Louvain 1968), p. 155. また L. Beirnaert, “Avortement: est-il un infanticide,” *Etudes* 333 (1970), pp. 520-523. など。 “Dossier sur l’avortement,” *ibid.* 388 (1973), pp. 55-84, 511-534; *ibid.* 389 (1973), pp. 262-282.
- (52) フォーニスト過激派の所論とこれへの批判については前掲 (註②) 江原由美子編『生殖技術とジェンダー』を参照。
- (53) 宗教学者の島蘭進東大教授がその一例である。島蘭進「人間の胚を利用することは是非」(『世界』二〇〇二年三月号、一〇八一—一三頁)、「同」先端生命科学の倫理をどう論じるか、人の胚の研究・利用をめぐる」(『同』二〇〇三年十二月号、一三四—一四三頁)を参照。ヒト胚の尊厳を守ることを教授の熱意は全編に溢れている。しかし、「人の生命と人の生命の萌芽とは何が異なるのか」(一四二頁)とどう疑問を抱きながらも「生まれゆく存在はモノではなく、人のこのちの萌芽だ」(一一一頁)とはするものの、「だからといって胚の操作や利用の可能性が百パーセント否ではない」(同)と述べておられるところから、教授の立場が前人間人格説であることが読み取られる。